

# 第61回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 平成29年2月1日(水)  
午後1時25分～午後3時10分  
場所 エスポワールいわて 特別ホール

## 出席委員

井良沢 道也 委員	岩手大学農学部教授
川村 冬子 委員	森林インストラクター
神田 由紀 委員	(株)岩手日報社報道部長
木幡 英雄 委員	岩手県環境アドバイザー
近藤 とし子 委員	葛巻町商工会女性部部長
高橋 早弓 委員	岩手県森林・林業会議常務理事
高橋 弘美 委員	J A岩手県女性組織協議会会長
服部 幸司 委員	不動産鑑定士
福士 好子 委員	岩手県農業農村指導士協会事務局長
細井 洋行 委員	西和賀町長
三宅 諭 委員	岩手大学農学部准教授
芳沢 莖子 委員	岩手県教育委員

(五十音順)

## 1 開 会

### 【事務局】(藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

本日はお忙しい中、当審議会に出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、第61回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。

私は、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の藤村でございます。

まず、会議の成立について御報告いたします。本日、御出席いただいている委員の皆様は、委員総数17名中、12名であり、岩手県国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定における半数以上の出席をいただいていることから、会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、会議の公開についてでございますが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日は公開することとして進めさせていただきたいと存じます。

## 2 挨拶

### 【事務局】(藤村環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

はじめに、津軽石環境生活部長より挨拶を申し上げます。

### **【事務局】（津軽石環境生活部長）**

みなさんこんにちは、只今紹介がありました、岩手県環境生活部長の津軽石と申します。

本日はお忙しい中、また、雪の中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様方には、当審議会委員への御就任をお願いしたところ、快く御承引いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、初めて委員になられた方もおいでになるということで、簡単に、当審議会にお願いする役割について、御説明申し上げたいと思います。

県では、国土利用計画法に基づき、県の土地行政の基本となります「国土利用計画岩手県計画」及び「岩手県土地利用基本計画」を策定して、適切かつ合理的な土地利用の推進に取り組んでいるところでございます。

当審議会におきましては、これらの計画の策定、あるいは改定に当たりまして、委員の皆様方から、御審議、御意見をいただくというような役割をお願いしているところでございます。

そういった意味では、岩手県の地域づくりでありますとか、まちづくりに非常に重要な役割をお願いしているというようなことでございます。

本日は、改選後初めての会議ということでございますので、この後、審議会の会長及び会長職務代理者の選任をしていただきまして、その後、「岩手県土地利用基本計画図」の変更についてお諮りしたいと考えております。

今後の予定でございますが、昨年、県は「国土利用計画岩手県計画」につきまして、当審議会の答申をいただき改定しておりますが、法の規定に基づき、国土利用計画の改定内容にあわせて、「岩手県土地利用基本計画」を改定する必要が生じてございます。

本日は、その改定に当たりまして、改定の方向性について事務局から御説明させていただき、次回以降の審議会におきまして具体的な改定内容につきまして御審議いただき、平成29年度中に改定をしたいと考えてございます。

委員の皆様方には、本日の御議論を含めまして、今後とも本県の土地行政の推進につきまして、御指導、あるいは御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、審議会の開催に当たっての、御挨拶とさせていただきますたいと思います。

本日はよろしくようお願い申し上げます。

### **3 資料確認**

#### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

会議資料につきましては、事前に委員の皆様へ送付しており、本日御持参をお願いしておりましたが、お持ちになっていない方はいらっしゃいますでしょうか。

まず、お手元に、「岩手県土地利用基本計画変更の諮問書」、知事から会長あての諮問書の写しをお配りしております。

資料は、次第、委員名簿、事務局名簿、配席図、資料1、資料2、参考資料1、2、3、4-1、4-2、4-3、5-1、5-2、5-3、これで一式となっております。不足はございませんでしょうか。

#### **4 委員紹介**

##### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

続きまして、議事に入ります前に、事務局から委員の紹介をさせていただきます。

##### **【事務局】（小野寺環境保全課総括課長）**

環境保全課総括課長の小野寺でございます。

本日の会議は、平成28年11月1日付けで当審議会委員に御就任いただきましてから、最初の会議でございますので、私から、名簿の順に委員の皆様を御紹介させていただきます。

井良沢道也委員でございます。

川村冬子委員でございます。

神田由紀委員でございます。

木幡英雄委員でございます。

近藤とし子委員でございます。

高橋早弓委員でございます。

高橋弘美委員でございます。

服部幸司委員でございます。

福士好子委員でございます。

細井洋行委員でございます。

三宅諭委員でございます。

芳沢茎子委員でございます。

なお、上田東一委員、倉島栄一委員、庄司知恵子委員、平山順子委員、南正昭委員は、本日は都合により欠席でございます。

以上で委員の御紹介を終わります。任期の3年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

##### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました、環境生活部津軽石部長でございます。

環境生活部環境保全課総括課長の小野寺でございます。

私、環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長の藤村でございます。

なお、他にも関係課の職員が事務局として出席してございますが、時間の都合上、委員

の皆様方には、名簿にて御確認いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

ここで、誠に恐れ入りますが、津軽石部長においては、所用のため退席させていただきますので、どうぞ御了承願います。

## 5 議 事

### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

それでは次第に戻りまして、議事に入ります。

まず、現時点で会長が選任されておられませんので、便宜、私が進行させていただきたいと存じます。

議事の1、会長の選任でございます。

会長につきましては、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしま しょうか。

### **【委員】**

事務局一任

### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

ただいま、事務局一任の御発言がありました。事務局から御提案させていただいてよろしいでしょうか。

### **【委員】**

異議なし

### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

会長は、前任期に会長職務代理者をお務めいただいた、井良沢委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

### **【委員】**

異議なし

### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

それでは、御異議がないようですので、会長は井良沢委員にお願いすることに決定いたします。どうぞよろしくお願いたします。

さて、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第2項の規定により、議長は会長が努めることとされておりますので、井良沢委員には、早速ですが、会長席にお着きいただきまして、以後の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

**【井良沢会長】**

只今岩手県国土利用計画審議会の会長に御推挙いただきました、岩手大学農学部の井良沢と申します。土砂災害に関係する防災をやっております。

皆様方に改めて御挨拶申し上げます。

先ほどの津軽石部長の御挨拶にありましたように、岩手県国土利用計画審議会では、限られた国土の中でも本州で一番大きな面積を有しており、自然に恵まれた岩手県でございますが、東日本大震災からの復興、昨年8月30日にも台風10号による自然災害等相次いでおります。また、人口減少ですとか高齢化など、問題が山積しているのが本県の土地利用の現状ではないかなと思います。

こうした、多岐にわたる面を委員の皆様方から審議いただいて、指摘・提言をいただくというのが、この審議会になるのかなと思います。岩手県の中でもいろいろ委員会等あると思いますが、このようにたくさんの分野を網羅した委員で構成される会議はそう多くないと思います。その分、皆様方に期待される面も非常に大きいのかなと思います。

私、大変微力ですが、精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方からの御支援よろしくお願ひしたいと思います。

**(1) 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について**

**【井良沢会長】**

それでは議事を進めさせていただきたいと思っております。

議事2「会長職務代理者の指名」でございますが、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することとされておりますので、私から指名をさせていただきます。会長職務代理者は三宅委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

**【三宅委員】**

はい。よろしくお願ひします。

**【井良沢会長】**

どうぞよろしくお願ひします。

次に、本日の会議録署名委員につきましては、岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、過去に署名を行った方を除いて名簿順に指名することとし、三宅委員と芳沢委員のお二人にお願いいたします。

**【井良沢会長】**

それでは、議事の3に移ります。

皆様のお手元でございます、知事から諮問されております「岩手県土地利用基本計画（計

画図)の変更について」ですが、まず、審議の前提となる、岩手県土地利用基本計画の概要について事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】(高橋主任主査)**

(参考資料5-1「土地利用基本計画の概要について」を説明)

**【井良沢会長】**

はい、ありがとうございました。只今の御説明に御質問、御意見等ございますでしょうか。

事務局からは、時間の都合上詳しい説明はなかったのですが、再任された委員の方は御存じだと思いますが、初めての皆様は、参考資料5-1の3ページですか、五地域相互に重複している場合、どちらを優先していくかというのも参考にさせていただきたいと存じます。概要については、特によろしいでしょうか。

それでは、「岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更」について、事務局から引き続き説明をお願いします。

**【事務局】(高橋主任主査)**

(資料1「岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について」を説明)

**【井良沢会長】**

はい、どうもありがとうございました。只今の「岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について」個別の説明がございましたが、委員の皆様方から御質問等はございませんでしょうか。

**【高橋(早)委員】**

森林についてですが、減ることはあっても増えることはない。今聞いていてつくづく思うのですが、15件中5箇所が太陽光発電施設設置のための縮小で、変更前は森林と農地が重複していて、現況が森林でなくなったので農地になるという説明だったと思いますが、参考資料の5-1で説明がありましたが、農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域とするという説明からすると、なかなかイメージが一致しない。FIT法では20年という期間があると思うのですが、農地というのは、ずっと農地のままというのか、20年という期限が設定されていないのか、または、太陽光発電ということで、農業地域としてこれから将来も認めていくのかお聞きしたい。

**[井良沢会長]**

事務局から回答をお願いします。

**[事務局]（農業振興課柏原農地・交流担当課長）**

農業振興地域は、農業の振興を図る地域として大きく括るもので、その中には農地だけではなく、林地や宅地も含まれる。今回の変更は、その中で林地の部分が開発されたものと理解していただきたいと思います。

特にその中でも、農業振興地域の中の農用地を太陽光発電等で利用する場合には、規制がかかるものと理解していただきたいと思います。

**[井良沢会長]**

よろしいでしょうか。

**[高橋（早）委員]**

太陽光発電施設の設置により、現況が森林でなくなったのと同じように、現況が農地でなくなったと見えてしまう。

森林よりも農地の概念が広いとの理解で良いのでしょうか。

**[事務局]（農業振興課柏原農地・交流担当課長）**

繰り返しになりますが、農業振興地域として括っても、その中には宅地も林地も含まれております。大きく括って、その中でさらに、農地がまとまっているなど農業の振興を図る地域については、農用地区域として指定し規制をかけます。基本的には転用をできなくしていると理解していただきたいと思います。

**[高橋（早）委員]**

ありがとうございました。

**[事務局]（小野寺総括課長）**

今御説明があったとおり、農業振興地域の中にもいろいろな区分があり、その中でも農用地区域として指定されると、優先的に農業利用していきましょうという話になるのですが、今回の土地については、農業振興地域という大きな括りの中で、優先的に農業利用しようという、農用地区域ではなかったものです。現況宅地ではあるが、農業振興地域自体を外すところまでは至らないと御理解いただきたいと思います。

**[井良沢会長]**

全国的な傾向として、高橋委員の質問にありましたように、太陽光発電等での利用というのが、本県でも増えている。それに伴う土地利用の変更ということになります。

他に御質問・御意見はございませんでしょうか。

**【川村委員】**

整理番号1番の北上都市地域に関してお尋ねしますが、他のほとんど全ては林地開発許可を受け、所定の手続きを経た上での今回の変更となっているようなのですが、この北上に関しては面積が7,500ヘクタールと飛び抜けて大きいということと、変更を必要とする理由を読みますと、将来的にいろいろな開発が行われる可能性があるのですが、今回、都市地域にしておくという説明のようなのですが、先ほどの航空写真でも、かなり大きな範囲で森林区域が囲われているようなのですが、その中に、林地開発が行われていくという、そういう計画がすでにあるのでしょうか。具体的な事が分かれば教えていただきたい。

**【井良沢会長】**

特に整理番号1は川村委員御指摘のとおり、7,535ヘクタールと広大な地域が、将来開発行為の可能性があるのですが、今回変更するというものです。

これについても事務局から回答をお願いします。

**【事務局】（森林保全課小澤技術主幹兼保全・治山林道担当課長）**

只今の御質問につきましては、林地開発許可制度は申請主義でございまして、その申請がなされたものは手続きが伴うこととなります。このエリアの中に森林地域は含まれておりますが、現時点では、このエリアの中での開発行為については事前相談もない状況です。

**【井良沢会長】**

都市地域の中でも、今後、市街化調整区域など詳細に区域指定されていくという理解でよろしいでしょうか。

**【事務局】（都市計画課小野寺計画整備担当課長）**

今回の区域の拡大によりまして、都市計画法あるいは建築基準法が適用されることとなります。具体的に想定されている開発があるということではなく、開発や建築に対して一定のルールを適用できるということで、健全かつ合理的な土地利用の実現のため、今回、北上市と調整の上、区域を拡大させていただくというものです。

**【井良沢会長】**

北上市におかれては、岩手県の中でもそういった開発等が活発な区域で、それをにらんで変更を行うということだと思います。

**【川村委員】**

言葉を変えますと、法的な網を重ねて被せるために、都市地域にするとの理解でよろし

いでしょうか。

**【事務局】（都市計画課小野寺計画整備担当課長）**

繰り返しになりますが、今回の区域の拡大をすることによって、建築基準法等が適用されるということで、乱開発のようなものに対しても規制がかけられる。散発的な立地が進む可能性があるところに、法的に網をかけるというようなことになります。

具体的な開発計画があつて、土地利用の見直しを行うということではございません

**【川村委員】**

わかりました。

**【井良沢会長】**

今後可能性があるくらいで、まだ具体的な動きはないということですね。

他に御意見・御質問等はございませんでしょうか。

では私から、整理番号9で、森林が減って白地地域が増加しているのですが、これは、既に養鶏場がつくられているが、本来の土地利用区分にならずに一旦白地になって、今後また変わっていくということなのでしょうか。

**【事務局】（高橋主任主査）**

現時点で、他の地域区分に指定する計画はありません。

**【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

若干補足しますと、これまでの委員の皆様にも御説明させていただいているところですが、審議会における土地利用基本計画図の変更に係る審査の観点として、できるだけ白地を発生させないようにするという考え方もございます。基本的にその考え方は変わるものではないのですが、2ヘクタール、3ヘクタールは、本県の面積に比較すると、0.000何パーセントであること、森林地域の中での開発許可された土地を白地にしておくことで、今後乱開発をされる恐れがあるかという観点からいうと、例えば本件のように、既存の養鶏場に隣接してさらに養鶏場を建設するといった、その地域に限った形での活用とといったものが多く、結果的に、今回白地地域が8ヘクタール増える形になりますが、地域事情で止むを得ないものと認識しております。

**【井良沢会長】**

ありがとうございました。

それでは、他に御質問等なければ、只今御審議いただきました「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」は、当審議会として原案を適当と認める旨を、知事に答申

することよろしいでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【井良沢会長】**

それでは、以上で「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について」の審議を終わります。

## 6 その他

**【井良沢会長】**

次に、次第5のその他「岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について」事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】（高橋主任主査）**

（資料2「岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について」を説明）

**【井良沢会長】**

はい、どうもありがとうございました。

只今事務局から「岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について」説明をしていただきました。

只今の説明に、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

説明があった第五次国土利用計画岩手県計画の策定に当たっては、私も委員として参画させていただいたのですが、国の計画に準拠するといいつつも、かなり岩手らしさも出した計画ではないかと思えます。第四次計画と比べてもかなり親しみやすい言葉や、「多様な主体」ですとか、「自然環境や美しい景観」、「持続可能な」など、今の時代に求められるようなキーワードが入っています。目次のタイトルだけでも非常にとっつきやすいというか、そういうものになっているように思います。

事務局の方からは説明がありませんでしたが、参考資料4-2も委員の皆様からお知恵を頂戴し、いろいろ議論した上で練ってきたものかと思えます。全体を見るのにはこの参考資料4-2が、岩手県の現状と今後の課題を含め、良く表していると考えています。

今後の改定ということで、事務局から説明がありましたとおり、東日本大震災津波からの復興も着実に進んでいますので、そのことも盛り込んで、6～7月に次の審議会を開催する予定で、その時に具体的な計画（案）を審議することよろしいでしょうか。

**【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

はい。

**【井良沢会長】**

初めての委員もいらっしゃるので、第五次計画についての意見も含めて、皆様方からいろいろ意見を頂戴したいと思います。

**【服部委員】**

国土利用計画岩手県計画があって、土地利用基本計画がある。今回、土地利用基本計画が改定されるということで、これから具体的に進められていくものと思う。

細かい話になりますが、土地利用基本計画図は法令上、5万分の1の地形図に表すことということで、現在はデジタルデータで公開されているということですが、今回の改定も県のデジタルマップに反映されるのでしょうか。

**【事務局】（高橋主任主査）**

計画図の変更については、タイムラグはありますがデジタルマップに反映されます。

**【服部委員】**

わかりました。

こういう形にすると、どなたでも見ることができ非常に便利だと思います。

**【井良沢会長】**

ありがとうございました。

只今話題となったデジタルマップですが、岩手県のホームページに掲載されていますが、昨年リニューアルされ、情報としては盛りだくさん過ぎるのかなという感じも無きにしもあらずですが、すごく情報量が多くて、欲しい情報が必ずどこかにあるという感じなので、まだ見たことのない委員さんがおられましたら、御覧になっていただければありがたいと思います。

**【木幡委員】**

木幡です。私は環境の分野で参加しております。この第五次計画の概要を拝見して、「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」という部分に関わってくるのかなと思いますが、やはり、物事を考えていく上で整理していくと、分かれていく、分類されていくというのは仕方がないことかなとは思いますが、豊かな自然を守っていくという観点から言いますと、それぞれのところでやれば良いというのではなく、横断的に動きます。今日のお昼のニュースでもありましたが、花巻市でしたか、地域の取組で子供たちと一緒に「みずき団子」をつくって飾るという、昔ながらの風習を引き継いでおりましたが、この

ような伝統や地域の風土が生かされているのも、自然環境があつてこそその形だと思いますので、個別に守っていく、考えていくというのも重要ですが、やはり、横断的に考える視点も重要だと思います。その点を考えてこの計画を作っていくのは良いことだと思いますので、文章化するのはすごく難しいですが、その点を考慮していただければ、自然を守っていく、考えていく上では重要点になってくるのではないかなと思います。

#### **【井良沢会長】**

計画書の中でも、特に「多様な主体の連携・協働」とか、土地利用基本計画は線引きしたから終わりではなく、どうやって五地域に落とししていくか、あるいは外部の人も入れて持っていくかという視点も大事なのかなと思います。

#### **【芳沢委員】**

芳沢と申します。参考資料の4-3を大変興味深く読ませていただきました。ちょっと教えていただきたいのは、2ページの上段の方にある、「林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落する」ということがあるのですけれども、特に震災の後は人件費と共に、様々な資材が高騰したといわれているときに、この木材価格が下がっているという事情を教えていただきたい。

それから、高齢化が進んで、空いている宅地、それから空き家の問題がそっちこっちに書かれているのですが、そうなった時にできるだけ利便性をなくすことなく、例えば8ページの中ほどに、「歩いて動ける範囲に生活拠点を集めて小さな拠点の形成を進める」ということなど、コンパクトシティの考え方が散見されるのですけれども、実際に県内のどこでどのような例があるのか1~2教えていただきたい。

#### **【井良沢会長】**

2点御質問がありました。事務局から回答をお願いします。

#### **【事務局】（森林整備課久慈技術主幹兼計画担当課長）**

森林整備課の久慈と申します。最初の御質問の木材価格の低迷という部分について、御説明させていただきます。この表現の中では、長期のことということでありまして、例えば昭和40年代とか50年代に比べて人件費等は高騰していますが、相対的に木材価格は下がっている傾向にあります。震災後に原材料は上がったのですが、その割には山に還元されるお金はそれほど多くはなかったということもございまして、これが長期低迷なのか、前がちょっと高すぎたのか、その点は御意見が分かれるところとは思いますが、30年前とかに比べれば、長期的に低迷しているという状況でございます。

#### **【井良沢会長】**

2点目の「小さな拠点」について回答をお願いします。

**【事務局】（都市計画課小野寺計画整備担当課長）**

コンパクトシティについてのお尋ねですが、具体的には、今、県内では花巻市が先進事例となっております。「コンパクトシティ」と言っておりますが、面積を単純に小さくするとか大きくするとかということではなく、持続可能なまちづくりとして都市が機能していくための施設の配置であったり、使い方であったりとかというのを、都市再生特別措置法に基づいて、施設等も含めた立地適正化計画を東北第一号で、花巻市が昨年策定されたというところございまして、それに続いて、先ほどの区域の拡大の話がありました北上市などもそれを参考としながら、或いは県内の意欲のある市町村は、そのような計画が各地域で進めることはできないかということで、勉強会を作りながら検討を進めているところで

**【井良沢会長】**

芳沢委員、よろしいでしょうか。

**【芳沢委員】**

はい。

**【井良沢会長】**

ありがとうございました。

第五次岩手県計画ということで、当面の間、これは正に岩手県の今後の土地利用のあるべき姿ということで推進していくことになるのかなと思います。

三宅委員は、こういったことを大学で研究、或いは実践的に取り組んでいらっしゃると思うのですが、何か御意見等ありましたらお願いします。

**【三宅委員】**

確かに講義では、「国土利用計画」の話をするのですが、五つの地域で指定しなければいけないというのが難しく、じゃあ、それぞれの法律で規制していけば良いのかというと、その調整が一番難しい。だからこそ北上市が今回広げるのは、都市地域にすると都市計画法で決めていけるので、そちらの方が、調整が楽なのかな、都市計画区域として用途指定をかける方がコントロールしやすいと思われたのかなと、推測しているところです。

土地利用基本計画というのは、繰り返しになりますが、五つの区分それぞれの法律がある中で決めていくとなると、片方の法律では良いかもしれないが、もう片方の法律ではどうなのかという、調整をしていくことが一番難しく、それを調整しやすいように、ときどき地域の変更をしたりするもので、あまり小さな数字での変更についてはそんなに大きく気にされなくても良いかなと思います。一番気にしなければいけないのは、再生可能エネルギーの太陽光であったり風力であったり、或いはさっきのプラントができるといったような話で、今までなかったものが出てくると、今までの法や政策の中で漏れる可能性が

あるので、おそらくそれが、今県の中で一番困っているところではないかと思います。どちらで対応すべきなのか、どれで対応するようになるべきなのかというのを、まだ明確にしきれずに迷いながら進めているところだと思いますので、できれば他の委員の皆様も、そういった情報があれば県にお知らせいただければ良いのかなと思います。

#### **【井良沢会長】**

ありがとうございました。的確な御指摘でした。  
今の御発言に対して、特に事務局からはよろしいですか。

#### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

感想といった形で、少し事務局からお話しさせていただきます。  
土地利用ということで、どうしても「農業地域」、「都市地域」、「森林地域」という部分で見えてしまうのですが、いずれにしてもそういった土地の利用には目的があるということで、その目的というのが、例えば本県であれば自然環境をいかに守っていくかという御発言ですとか、また、都市的な利用、そして、都市の充実といいますか、人口減少下、魅力的な地域を作っていくためにはある種の開発行為も必要かというような観点というのを、その中でいかに均衡を図っていくかというのを、この場での御議論といいますか、1つの考えを持っていただく必要があるということと、我々も、そういった観点を見逃さないようにしなければいけないと思いますし、三宅委員からお話がありました、特に太陽光は非常に面積が大きいものまで出てきております。それこそ20年30年前では想定できなかったような状況もございます。そういったトレンドといいますか、皆様方にも情報提供等させていただきながら、マクロといいますか大きな部分で、岩手県の土地利用の方向性について間違わないよう、御意見をいただく形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

#### **【井良沢会長】**

ありがとうございました。岩手県の均衡ある発展のためには、きちんとバランスのとれた議論が大事だということで、各分野網羅されております委員の皆様の活動なども非常に重要なのかなと思います。

#### **【三宅委員】**

一点申し上げるのを忘れたのですが、この国土利用計画法ができた時代というのは、今とちょっと違う時代ですので、これから、多くの方が不安に感じられている、人口が減る、いわゆる空き家が増える、さらに使われていない土地が増えてくるということに対して、それを別の土地区分に変えるというのは、実際、なかなか難しいところがあると思います。「農業地域」だったところを「都市地域」にするとか、「森林地域」だったところを「都市地域」にするといったものは、今までは人が増えてくる、開発が広がってくる中だったの

で容易だったのですが、それを逆にするというのは、今の状況では相当困難ですので、しばらくは、今指定している土地利用の中で考えなければならなくなるということを御理解いただければと思います。議論は良いのですが、現行の法律では「都市地域」を「農業地域」にするというのはおそらく無理でしょうし、「森林地域」にするのも多分難しいと思います。

#### **【井良沢会長】**

示唆に富んだ御意見ありがとうございました。

今回、首長さんで唯一御出席の、西和賀町長の細井委員いかがでしょうか。

#### **【細井委員】**

第五次計画の概要の中にもありますが、二酸化炭素吸収源として多様な森林の整備・保全とあります。先ほども御質問・御意見があったように木材価格の長期的な低迷といった中で、実は森林の整備・保全はある意味経済活動に伴った形で自然になされてきたという歴史があったのですが、それが、価格が伴わないために放置されて、思わぬ結果を招いている。それが最近の雫石や、岩泉でありました豪雨による大被害に結びついているという、社会的現実があると思います。そういう意味では、経済活動が伴わない場合でも、国土の保全、その利用計画に劇的な変更がないような形で進めるための措置というのは非常に大事ではないかと思えます。したがって、国土利用計画の基本的構想の中に入れて取り組んでいかなければならない、大きな課題が含まれているのではないかと思ったところです。

#### **【神田委員】**

先ほど会長もおっしゃっていましたが、第五次計画はかなり読みやすいというか見やすい。用語も含めてわかりやすくなっていると思えました。第五次計画策定の際も議論になりましたが、「多様な主体」に県土管理に参画していただくというのが一つの基本になっているので、この土地利用基本計画書は難しい内容になっていくのかなとは思いますが、いろんな方に関わっていただくために、時代に合わせてわかりやすいものにして作っていただければ良いと思います。

#### **【近藤委員】**

私も第五次計画の策定に関わっておりました。葛巻町はほとんど森林で、県内でも森林地域の比率が高く、ただただ広く綺麗な森林があるように見えるのですが、それがどの程度健全な森林として守られているのか知りたいです。

#### **【井良沢会長】**

一般的には、間伐があまりされていないとか、そういったことも含めて後継者不足ともいわれている。詳しい方からの説明をお願いします。

### **【事務局】（森林整備課久慈技術主幹兼計画担当課長）**

非常に難しい質問です。数的なことについては申し上げられないのですが、森林はある程度粗放な山でも、しっかり管理された山でも二酸化炭素を吸収するのですが、国際的に二酸化炭素吸収源の山林としては、管理された山、マネジメントされた山がカウントされており、その、カウントされている山というのは、保安林など法的に管理が義務付けられている山や、人工林において適切に手入れされている山です。

適正に管理しようとしているところではあります、皆様の目から見まして、管理が行き届いていないのではないかなという山があるのも確かかと思えます。

### **【近藤委員】**

ありがとうございました。葛巻に戻ってから、森林組合の方から詳しく聞いてみます。

### **【井良沢会長】**

次回の審議会で、また議論していただきたい。

### **【高橋（弘）委員】**

農業の立場で出席しているが、後継者問題や耕作放棄地など様々な問題を抱え、厳しい環境にある農業の分野からすると、森林は綺麗だから残した方が良くいいながら、下の方を見ると、「ここは荒れている。」「あそこも荒れている。」といった厳しい状況の中で、法律の下で土地利用していかれるということで大変面倒をおかけするが、日本のため、岩手のためによろしく願いたい。今後ともよろしく願います。

### **【福士委員】**

先程の農業振興地域の問題です。私、農業委員もやらせていただいているのですが、その中で、「自分の土地なのになぜ希望どおりにならないのか。」とよくいわれることがあります。借地希望があった場合に、農業委員会に意見を聞いてからという話になり、結果、「農業振興地域の網がかかっているので許可できません。」ということや、「高齢化したのでやむを得ないが、他に借りてくれる人があれば土地を貸したい。」といったスムーズに移行しないことに対して、町民の皆さんから御意見を伺うということが多々あります。

あとは里山の管理の問題です。里山の管理についても後継者がいなくなって、本来であれば、下刈りなどの手入れをしっかりして農地と山の境界を明確にすれば、クマ、シカなどによる獣害は発生しない。管理したいのだけれども、残念ながら高齢化により、奥に行けばいくほど荒廃しているというのが現実です。

農地中間管理機構などの施策も行われておりますが、うまく機能する場合と、しない場合があります。農業委員会は農地を守る番人ともいわれていますが、今の時代に合っているのかどうか難しいと思いつながら農業委員をやらせてもらっています。今、遊休農地の問題が非常に多くて、奥に行けば行くほど遊休農地が多くなっています。それは必然で、

作業を行おうとすれば農機具が必要になるし、耕作を再開するための工事も必要になります。財政的に困難であるというのが問題です。先ほど、岩手町の林地開発の話がありましたが、今は「いわて春みどり」栽培のため結構山林を切り開いていますが、皆さんそれなりに考えて動いているのが現状です。ただただ山林を切り開いて畑を増やしているのではなく、治水など、いろいろな事を考えて動いているというのを考えていただければいいのかなと思います。

#### **【井良沢会長】**

委員の皆さんそれぞれ専門とする立場から、岩手県の現状に即した的確な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

他に御意見等ございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

#### **【事務局】（藤村環境影響評価・土地利用担当課長）**

今回の予定につきましては先ほどもふれさせていただいたところでございますが、平成29年度6月か7月頃に、「岩手県土地利用基本計画（計画書）」の具体的な案について御協議させていただきたいと考えております。具体の日程の調整につきましては、改めて御連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

## **7 閉 会**

#### **【井良沢会長】**

それでは他になければ、これで議事を終わりたいと思います。

不慣れな議事進行ではありましたが、円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第61回岩手県国土利用計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。